

専決処分の報告について

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和 3 年 2 月 1 6 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により燕・弥彦総合事務組合職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 2 年 12 月 24 日

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年新潟県西部広域消防事務組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「環境センター長」を「所属長」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例）

3 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条第3項の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）

(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。

作業の区分	手当の額
前項第1号に掲げる作業	3,000円
前項第2号に掲げる作業	4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の燕・弥彦総合事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。